

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和6年4月9日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 石本 晋也	2番 澤田 嘉之
8番 井澤 茂治	9番 中川 茂成
10番 田中 安弘	11番 山本 千恵子
12番 田中 吉照	13番 草嶋 邦子
16番 杉嶋 秀美	17番 森島 隆詞
18番 井上 和也	19番 岩井 三郎

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

5番 田中 正博	7番 山本 功
----------	---------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3番 野秋 眞秀	4番 堀内 大
6番 中村 正	14番 新司 吉行
15番 松尾 清敏	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局	森田 吉弥
	山口 健司
	枅谷 洋輝
	下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	令和5年度農用地利用集積計画（第11次）の決定について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	田から畑への変更計画届について

8、署名委員

10番 田中 安弘	11番 山本 千恵子
-----------	------------

9、閉会の日時 令和6年4月9日午後2時40分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第4回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中12名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中5名の方に出席いただいております。

議長 それでは議事に入る前に、組織機構の変更及び事務局職員の人事異動についてお知らせいたします。

4月1日付で、農政課長、農業委員会事務局長併任の八田局長が都市整備課に異動され、4月からは後任として、社会福祉課から森田局長をお迎えし、また、上下水道課より「農業委員会事務局 主任主査」として枡谷さんをお迎えすることとなりました。

ここで新しく来られた方から、ごあいさつをいただくのですが、森田局長が新型コロナウイルス感染症のため、本日欠席されておられますので、枡谷さんの方からごあいさつをいただきたいと思っております。

枡谷 【 あいさつ 】

議長 どうもありがとうございました。

次に事務局ですが、先ほどご紹介しました「森田事務局長、枡谷主任主査」のほか、昨年度に引き続き、「山口局長補佐と下村主事、再任用の植山主事」を加えた5名体制となりますので、ご承知願います。

事務局職員の方々にはいろいろとお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

議長 さて、委員の皆様には、春の農作業等にお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、当委員会としましては、マスクの着用は個人の判断としますが、引き続き感染予防対策をする中で、総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、10番田中安弘委員、11番山本千恵子委員のお二人に願います。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

事務局より議案第1号について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については2ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人が高齢により規模縮小のため、所有権の有償移転申請です。
譲受人は営農地0㎡の新規就農者の方になりますが、8年ほど前から近隣市の自宅周辺で野菜作りを始められ、今は町内農地を一部間借りして野菜を栽培し、直売所等にも出荷されています。

野菜づくりを本格化するため、今年になって町内に引っ越しをされ、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議 長 議案第1号については、地区担当委員の中村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

中 村 6番、中村です。

1番の案件につきまして、令和6年3月21日に山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地はハウスが立っており、ハウス内には農器具用倉庫やトラクターが設置され、散水用の地下水ポンプもあり、農地として、適正に管理されておりました。譲受人は営農面積は3000㎡を超えず、また、新規就農者の扱いとはなりますが、8年ほど前から近隣市や町内農地を一部間借りして野菜を栽培し、直売所等にも出荷もされており、これから手広く野菜づくりを行いたいとの申し出を聞き、該当の農地を私が紹介した形になります。

また、私と譲渡人の方から地元のルールに関しては十分説明をさせていただき、ご理解をいただいておりますので、今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号の1番については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、令和5年度農用地利用集積計画（第11次）の決定について、を
議題とします。1番から13番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは3ページをお開きください。議案第2号、令和5年度農用地利用集積計画（第
11次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農
業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

4ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については11ページの地図です。

4ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については13ページの地図のとおりです。

4ページにお戻りいただき、3番、4番は利用権の設定を受ける者が同一の方になり
ますので、併せて説明します。3番でございます。

【 提案説明 】

5ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所については3番・4番ともに15ページの地図のとおりです。

5ページにお戻りいただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については17ページの地図のとおりです。

5ページにお戻りいただき、6番でございます。

【 提案説明 】

場所については19ページの地図のとおりです。

6ページをお開きください。7番でございます。

【 提案説明 】

場所については21ページの地図のとおりです。

6ページにお戻りいただき、8番、9番についても利用権の設定を受ける者が同一の
方になりますので、併せて説明します。8番でございます。

【 提案説明 】

7ページをお開きください。9番でございます。

【 提案説明 】

場所については8番は23ページ、9番は24ページの地図のとおりです。

7ページにお戻りいただき、10番でございます。

【 提案説明 】

場所については26ページの地図のとおりです。

8ページをお開きください。11番でございます。

【 提案説明 】

場所については28ページの地図のとおりです。

8ページにお戻りいただき、12番、13番についても利用権の設定を受ける者が同一の方になりますので、併せて説明します。12番でございます。

【 提案説明 】

13番でございます。

【 提案説明 】

場所については12番は30ページ、13番は31ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から13番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第2号の1番から13番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号の1番から13番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続いて14番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは9ページをお開きいただき、14番でございます。

【 提案説明 】

場所については33ページの地図のとおりです。

以上の14番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます、以上です。

議 長 それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第2号14番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号14番については、許可することに決定いたします。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井澤委員にお伝えします。議案第2号、14番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 続きまして、報告第1号、非農地証明交付申請について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、34ページをお開きください。報告第1号、非農地証明交付申請について、
でございます。
1番でございます。

【 提案説明 】

場所については35ページの地図のとおりです。

本件は、耕作がされなくなった時期は不詳ですが、かなり以前より山林と一体化しており、農地への復旧や営農も困難であることから、非農地と認定して問題のないものと考えます。

議 長 本件については、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

井 澤 8番、井澤です。

本件について、3月26日に岩井会長、田中安弘委員、山口局長補佐と申請者の委任者の案内のもと、現地を確認しました。ただいま、事務局から説明のありましたとおり、当該地は傾斜地で、樹木が生い茂って山林と化しており、農地への復旧や営農も困難であると考えられるため、やむを得なく、地元担当委員としては非農地として認定して問題のないものと考えます。

以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、田から畑への変更計画届について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、36ページをお開きください。報告第2号、田から畑への変更計画書について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については37ページの地図のとおりです。

36ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については38ページの地図のとおりです。

36ページにお戻りいただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については39ページの地図のとおりです。

以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和6年5月8日水曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和6年5月8日水曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時40分